

# 追跡調査の実施について

平成24年1月20日策定、平成25年6月10日改正、平成26年4月1日改正

平成26年10月1日改正、平成28年1月12日改正

低入札価格調査を経て契約を締結した工事における追跡調査は、「埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領」（以下「実施要領」という。）に定めるほか、調査の実施方法に関しては下記のとおりです。

調査対象者は、あらかじめ当内容を熟知し、追跡調査の円滑な執行に御協力ください。

## 1 追跡調査への協力

低入札価格調査を経て契約を締結した工事において、追跡調査に協力しない場合は、ペナルティーの対象となります。協力をお願いいたします。

### 埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領

第17条（低入札価格調査を経て契約する工事）

一 追跡調査を実施する。

・

省略

・

九 追跡調査に協力しない場合は、不誠実な行為として適切な措置をとる。

## 2 調査内容及び提出資料等

追跡調査における確認事項及び確認資料は別表を標準とします。

なお、必要に応じ追加資料を求めることがあります。

※ 工事着手前に発注課所に確認してください。

## 3 資料等の提出時期

追跡調査の実施時期は次を基本とします。

(1) 着手時（下記①及び②の時点）

① 下請け契約の締結後

② 前払い金を受領し、下請等へ必要経費を支払った後

(2) 施工中（下記①及び②の時点）

① 契約変更の締結後（契約の変更がある場合）

② 部分払い金等、工期の途中で代金の一部を受領し、下請等へ必要経費を支払った後

(3) 完了後（精算時）

請負代金の残額を受領し、下請等へ代金残額等を支払った後

## 4 資料の提出

上記3を参考に発注課所長の指示を待たず、自主的に速やかに関係書類を提出してください。

## 5 追跡調査の実施（実施要領第18条）

### (1) 工事費内訳書（比較表）（様式18）

着手時（下請契約締結後）、契約変更時（変更契約が発生した場合）及び完了後（精算時）に提出してください。

① 着手時（**低価格入札者に対する調査**時の内訳、着手時の内訳を記入）  
低入札価格調査後、下請等の契約を正式に締結し内訳に差異が生じた場合は、その理由を説明できる資料（理由書、下請契約書の写し、内訳書、代価表等）を添付してください。

#### ② 施工中（契約の変更時）

上記に加え、変更契約時内訳を記入してください。

契約の変更により、下請等の契約に変更が生じた場合は、その理由を説明できる資料（理由書、下請契約書の写し、内訳書、代価表等）を添付してください。

#### ③ 完了後（精算時）

上記に加え、精算時の支出内訳を記入してください。

着手時（変更のある場合は、契約変更時）と内訳に差異が生じた場合は、理由を説明できる資料（理由書、下請契約書の写し、内訳書、代価表等）を添付してください。

※ 下請契約書の写し（請書等を含む）は、下記(2)に基づき提出してください。

### (2) 下請契約等の締結状況（様式19、様式19-1～様式19-3）

着手時（下請契約締結後）、契約変更時（変更契約が発生した場合）及び完了後（精算時）それぞれの時点で、様式19に下請契約や資材購入代金、機械リース代金等の全てについて、会社単位で記入し提出してください。

また、様式19に記入した契約毎に下請業者などに様式19-1から様式19-3を作成していただき、受注者を經由して提出してください。

これらの提出時には下請契約書や請書等の写しを添付してください。

### (3) 主要な一次下請からの聞き取り調査

着手時（下請契約締結後）に主要な一次下請者から直接聞き取り調査を行います。

### (4) 下請等代金の支払い状況（様式21、様式21-1～様式21-3）

精算時のほかに、前払い金、中間前払い金、部分払い等、受領した代金

を下請へ支払った場合に、その支払いを様式 2 1 に記入して提出してください。

また、様式 2 1 に記入した下請業者などへの支払い毎に、下請業者などに様式 2 1 - 1 から様式 2 1 - 3 を作成していただき、受注者を經由して提出してください。

これらの提出時には受領書又は振込証明書等の写しの添付は必要ありません。

#### (5) 下請等代金支払い状況等聞き取り調査

下請等への支払い状況等において疑義がある場合は、下請業者等から直接聞き取り調査を実施します。

#### (6) 低価格入札者に対する調査の時点で一次下請（予定）業者の全部又は一部が未定で、全ての一次下請（予定）業者の社会保険等の加入状況が確認されていない場合の調査

低価格入札者に対する調査時点で一次下請（予定）業者を未定としていた場合で、低価格入札者を落札者とした後に一次下請（予定）業者が確定した時は、様式 26-2 で一次下請（予定）業者の社会保険等の加入状況を通知してください。

契約後に受注者又は一次下請（予定）業者の社会保険等への未加入が判明した場合は、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱により入札参加停止等の措置を行う場合があります。

一次下請（予定）業者の社会保険等への加入が法令によって適用除外になっている場合は、当該一次下請（予定）業者について様式 26-3「社会保険等の適用除外に関する誓約書」を提出してください。

## 6 適正な支払い等がなされない場合の措置

下請代金等の支払遅延や不払い等があった場合は、実施要領第19条第3項に定めるとおり、「建設業法等に基づく必要な措置」をとることとなります。

## 7 追加技術者のコリンス登録の削除

※ 追加技術者の当該工事における実績は以後の入札において評価しないこととしているため、竣工登録処理前に登録を削除していただきます。  
削除したことが確認できるコリンスの工事カルテを提出してください。

## 8 留意事項

- (1) 調査資料等は、適時自主的に速やかに提出してください。
- (2) 必要に応じて別表以外の資料についても提出を求める場合があります。
- (3) 別表に定める様式以外は自由様式とします。ただし、発注者が特に指定

した場合は、それに従ってください。

## 9 関係様式

- 様式 18 工事費内訳書（比較表）
- 様式 19 下請業者等一覧表
- 様式 19-1 下請工事の契約について（通知）
- 様式 19-2 資材の契約について（通知）
- 様式 19-3 リース等の契約について（通知）
- 様式 21 下請等契約及び支払い状況報告書
- 様式 21-1 下請工事の契約金額の領収について（通知）
- 様式 21-2 資材納入の契約金額の領収について（通知）
- 様式 21-3 リース等の契約金額の領収について（通知）
- 様式 26-2 社会保険等への加入状況通知書
- 様式 26-3 社会保険等の適用除外に関する誓約書

※「低入札価格調査制度及び低入札価格調査の実施方法について」の様式と同じです。

## 10 適用

- (1) この実施方法は、平成26年10月1日以降に公告又は指名通知された工事から適用します。
- (2) 前項の規定にかかわらず、平成26年9月30日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例によります。

### 附則

- (1) この実施方法は、平成28年1月12日以降に公告又は指名通知された工事から適用します。
- (2) 前項の規定にかかわらず、平成28年1月11日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例によります。

## 追跡調査項目一覧表

確認事項		確認資料	様式	調査時期		
				着手時	施工中	完了後
(1)	工事費内訳書（着手時）及び 変更時内訳書（変更時）、 精算時内訳書（精算時）の比較	・工事費内訳書（比較表）	様式18	● 当初	● 変更	● 精算
(2)	下請等契約の締結状況	・下請業者等一覧表（着手時） ・下請契約書の写し ・資材業者等への注文書、請書の写し ・1次下請業者等からの「下請工事の契約について（通知）」等 など	様式19 様式19-1 様式19-2 様式19-3	●		
(3)	主要な一次下請からの 聞き取り調査	・主要な一次下請聞き取り調査結果一覧表 主要な一次下請から下請の契約内容等について ヒアリングを実施		●		
(2)	変更時及び精算時の下請契約等の 締結状況	・下請業者等一覧表（変更時・精算時） ・下請（変更時・精算時）契約書の写し ・資材業者等への注文書、請書の写し ・1次下請業者等からの「下請工事の契約について（通知）」等 など	様式19 様式19-1 様式19-2 様式19-3		● 変更	● 精算
(4)	下請等代金の支払状況	・下請等契約及び支払い状況報告書 ・1次下請業者等からの「下請工事の契約金額の領収 について（通知）」等 など	様式21 様式21-1 様式21-2 様式21-3	● 前金	● 部払等	● 精算
(5)	下請等代金支払い状況等 聞き取り調査	下請等への支払い等において疑義がある場合 ・元請け・下請にヒアリング				●
	その他必要な事項	・必要とされる書類		●	●	●
	社会保険等への加入状況	・低入札価格調査時に一次下請業者が未定の場合で、 契約後に一次下請業者が確定した場合の一次下請業者 の社会保険等の加入状況 ・社会保険等が適用除外の場合は様式26-3	様式26-2 様式26-3	一次下請け業者確定後 速やかに		
	追加技術者のコリンズ登録 の削除	コリンズの工事カルテ				● 完了前